

## 18.障害福祉事業所としての事故報告手順

### 1. 当院で報告が必要な病棟と対象者

- 6・7・8・10・11病棟の療養介護、医療型入所支援利用者
- 1・2・10・11病棟の短期入所利用者
- 通園利用者「ひまわり」利用者
- 相談支援事業所「かけはし」利用者（院内で発生したもの）

### 2. 事故報告が必要な要件

#### (1) 利用者のけが又は死亡

- ア) サービス提供時に外部に要因により発生したもの（病状の急変は除く）

けがの程度は原則として外部の医療機関での受診を必要としたもの

当院では医療安全の判断で影響レベル「3b」以上（医療事故）、報告が必要な事象と判断されたもの

イ) 死亡については、医療機関に長期入院した後に病死した場合を除く全てを対象とする

ウ) けが又は死亡の原因は自傷行為及び他者からの故意又は過失による加害行為を含む

#### (2) 食中毒又は感染症の発生（別紙参照）

#### (3) 無断離院により警察に捜索を依頼したもの

#### (4) 職員の法令違反、不祥事等（障害者虐待を含む）の発生

#### (5) 災害被害（人的被害に限る）の発生

#### (6) 事業所の運営について報道機関から取材を受けたもの

### 3. 報告手順

#### (1) 第一報

初期対応後、第一報の連絡が可能となった時点で、下記に電話連絡を行う

**千葉県健康福祉部障害福祉事業課 療育支援班**

**043-223-2336（平日 9:00~17:30）**

**夜間・休日 090-6490-3312**

\*重大なもの（死亡、重体、全治1ヶ月以上のけが（重症）、失踪）については携帯番号に連絡を行う

それ以外は、病院の営業日の連絡でよい

\*通知では、提供サービス毎に連絡先が異なるが、電話連絡については上記療育支援班に一本化してよい

電話で伝える内容

利用者名 発生日時 概要を具体的に伝える（5W1H）

（いつ どこで 誰が 何を 何故 どのように）

(2) 事故報告書の提出

再発防止の取り組みを検討の上、速やかに「事故報告書」を作成し郵送で提出する  
(別紙書式あり)

\* 障害福祉サービス毎で提出先が異なる

\* 食中毒又は感染症発生については「健康危機（感染症、疑いを含む）発生速報」を作成し事故報告書に添付する

(3) 追加報告

報告書提出後に記載漏れ、記載誤り、新たな事実の判明、不測事態の「発生等があった場合は速やかに電話で連絡をする

4. 報告先

\* 郵送先

住所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
千葉県健康福祉部障害福祉事業課 ○○班

短期入所： 法人指導班 043-223-2646

療養介護、医療型障害児入所支援、通所支援：

療育支援班 043-223-2336

相談支援事業： 地域生活支援班 043-223-2335

5. 留意事項

(1) 千葉県障害福祉事業課 各担当班への報告と併せて以下の場所にも報告を行う

- ・利用者家族
- ・利用者の援護の自治体

(2) 職員の障害者虐待については、別途虐待を受けた利用者の援護の自治体にも連絡する

(3) 災害被害は病院がある自治体の防災計画に従い四街道市に連絡する

上記内容は「指定障害福祉サービス事業書等における事故の連絡について（通知）」

千葉県 障第1552号 H30.3.27)

を参考に作成したが、網掛け部分は障害福祉事業課療育支援班ワタナベ氏に聞き取りに確認した事項となる。(R元年5月27日)

医療安全管理室の動き（感染、虐待を除く）

「3 b」以上のアクシデント、報告が必要な事象と判断 【医療安全管理室】

障害福祉サービス事業所の利用者が対象であることを確認 【療育指導室】

## 1. 第1報報告者に概要を連絡

医療安全管理係長は事故の概要を第1報を電話にて報告する

電話連絡先

千葉県健康福祉部障害福祉事業課 療育支援班

043-223-2336（平日 9:00～17:30）

夜間・休日 090-6490-3312

電話で伝える内容

利用者名 発生日時 概要を具体的に伝える（5W1H）

（いつ どこで 誰が 何を 何故 どのように）

## 2. 報告書作成と郵送

医療安全管理係長が報告書を作成し、医療安全管理委員会で報告し、報告についての決裁を作成する。

決裁後、専門職より障害福祉事業課の担当班に郵送する

# 事故報告手順

事故発生から医療安全管理室への報告は「インシデント・医療事故報告体制」に則る

事故発生医療安全管理室で  
影響レベル3b以上、報告が必要と判断

第一報連絡（電話）  
【医療安全管理係長】

千葉県健康福祉部障害福祉事業課 療育支援班  
043-223-2336（平日 9:00~17:30）  
夜間・休日 090-6490-3312

報告書作成  
【医療安全管理係長】

医療安全管理委員会  
開催

報告書決裁作成  
【医療安全管理係長】

報告書郵送  
【専門職】

## \* 郵送先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
千葉県健康福祉部障害福祉事業課 ○○班

○短期入所：法人指導班 043-223-2646

○療養介護、医療型障害児入所支援、通所支援：療育支援班  
043-223-2336

○相談支援事業：地域生活支援班 043-223-2335